

意見書（医師記入）

保育所長 あて

入所児童名

生年月日 年 月 日生

（該当疾患に☒をお願いします）

	麻疹（はしか）
	風しん
	水痘（水ぼうそう）
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
	結核
	咽頭結膜熱（プール熱）
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登所可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

及び医師名

かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登所を再開する際は、この「意見書」を保育所に提出してください。

※医師の意見書は、医療機関によっては有料のところもあります。

◎医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい時期	登所のめやす
麻疹 (はしか)	発症 1 日前から発しん 出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日間を経過していること
風しん	発しん出現の 7 日前か ら 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現の 1 ～ 2 日 前から痂皮 (かさぶた) 形成まで	すべての発しんが痂皮 (かさぶた) 化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症 3 日前から耳下腺 腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経 過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の症状が出 現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過してい ること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が 出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場 合、咳出現後 3 週間を経 過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製 剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立し ている 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、ま た、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が 検出されなければ登所可能である)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること